「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

令 和6年3月29日
那須野農業協同組合

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。
当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

１．お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客様の意向も踏まえたうえで総的な検討を行います。
①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
②法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。
③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。
審査の結果、保証をご提供いただく場合、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的に説明させていただきます。

２．お客様から既存の保証契約の変更、解除等の申し出があった場合は、主に①～⑤について検討し、改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に検討を行い、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

３．事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討します。

４．万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲を決定します。

５．お客様から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、誠実に対応します。